- 1. 件 名: 原子炉建屋水素防護対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請に 関するヒアリング(柏崎刈羽7【6】、女川2【6】)
- 2. 日 時:令和5年6月20日 ①15時30分~17時10分 ②17時10分~18時45分
- 3. 場 所:原子力規制庁 9階D会議室(TV会議システムを利用)
- 4. 出席者(※・・・TV会議システムによる出席) 原子力規制庁:

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、義崎上席 安全審査官、秋本主任安全審査官^{*}、小林主任安全審査官、岩崎安全審査 官^{*}、小野安全審査官、宮﨑安全審査専門職、伊藤原子力規制専門員 実用炉監視部門

淺野上席監視指導官*、山本上席監視指導官*

事業者:

東北電力株式会社(①のみ出席) 原子力本部 原子力部 副部長 他8名 原子力本部 原子力部 担当[※] 東京電力ホールディングス株式会社(①及び②に出席) 原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ グループマネージャー 他11名

5. 要旨

- (1)①東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎 刈羽原子力発電所及び女川原子力発電所の原子炉施設保安規定変更 認可申請書の内容について、提出資料に基づき説明があった。
 - ②東京電力ホールディングス株式会社から柏崎刈羽原子力発電所7号機の原子炉建屋内水素挙動解析モデル設定誤りについて、提出資料に基づき以下の説明があった。
 - 現在審査中の保安規定変更認可申請に関する補足説明資料の作成 を進めていたところ、過去の設計及び工事の計画の認可申請時に提 出した補足説明資料において、一部数値の誤りが判明した。
 - このため、再解析等を実施しているところであるものの、過去の設計及び工事の計画の認可申請の内容に変更が生じるものではないと考えている。
 - 本件については、社内不適合処置の中で再発防止等を図っていく。
- (2)原子力規制庁から、①に対して主に以下の点について説明等を求めるとと

もに、②に対しては、再発防止等について適切な対応を実施するように求めた。

【女川原子力発電所/柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定】

○ 局所エリアの扉開放による効果について説明すること。

【女川原子力発電所原子炉施設保安規定】

- CRD 補修室に設置されているハッチカバーについて、設置目的を含め、 期待している役割について、整理して説明すること。
- (3) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、①に対して本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。また東京電力ホールディングス株式会社から②に対して了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

- ・原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について(審査会合における指摘事項に対する回答)
- · 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書補足説明資料
- 東北電力女川原子力発電所保安規定審査スケジュール(案)
- ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・格納容器圧力逃がし装置の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について(審査会合における指摘事項に対する回答)
- 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書補足説明資料
- ・東京電力 HD 柏崎刈羽原子力発電所 保安規定審査スケジュール (案)
- ・柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・柏崎刈羽原子力発電所7号機 原子炉建屋内水素挙動解析モデル設定誤りについて